

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の最大化には、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが重要な経営課題であるとの認識のもと、経営環境の変化に迅速かつ確かな判断を可能とし、健全で透明性の高い経営体制の実現に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

政策保有株式の保有方針

当社が保有する政策保有株式(純投資目的以外の投資株式)は、当社グループの主要な取引先、株主、借入先等の重要なステークホルダーが発行する株式であり、株式保有による取引関係等の維持・強化を通じて、当社の営業基盤・経営基盤の強化をはかることを目的としております。また、政策保有株式については、定期的に取引関係や損益状況等を把握し、取締役会で保有目的や方針等の確認・見直しを実施しております。

議決権行使の考え方

株主としての当社の利益と当該株式の保有目的を踏まえ、議決権行使の主管部(経営企画部門)が、営業ラインや審査部門等と協議のうえ、各議案の賛否について決定しております。また、議決権行使に関する社内手続を定め、チェック項目や手続きを明確化しております。特に、発行会社の企業価値や株主としての当社の利益を損なう可能性のある議案(例えば、合併等組織再編、買収防衛策導入、業績不振企業の役員選任及び役員退職慰労金贈呈、その他株主権の制限等)については、その内容や影響について確認のうえ、議案の賛否を判断しております。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

取締役会決議により「企業行動規範」、「私たちの行動指針」及び「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、利益相反行為の禁止、健全かつ公正な企業活動の実施、法令順守と社会的良識を持った行動等の実践・徹底を行っております。また、経営会議の審議を経て社長が「コンプライアンス管理規程」を定め、コンプライアンスの遵守状況については、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、経営会議及び当社グループのコンプライアンス最高責任者である社長が報告を受け、監視を行っております。

取締役の関連当事者間取引については、「取締役会規則」により、「取締役の競業取引または利益相反取引の承認」を取締役会決議事項と定めております。さらに、「監査役監査基準」により、監査役による「競業取引及び利益相反取引等の監査」を規定し、取締役に義務違反の事実がないか監視・検証しております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(i)経営理念、経営戦略・計画等

当社は、経営理念・経営方針、中期経営計画、経営戦略を策定し、当社ホームページ(企業情報、投資家情報)、有価証券報告書(【対処すべき課題】)等に公表しております。

(<https://www.tokyocentury.co.jp/jp/corporate/>)

(ii)コーポレート・ガバナンスの基本的考え方・基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「I. 1. 基本的考え方」「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

(iii)役員報酬等決定の方針と手続き

(役員報酬の基本方針)

役員報酬については、当社の持続的成長に向けた健全なインセンティブや中長期的な事業の発展と連動する枠組みを指向しております。役員と株主の皆さまの利害関係を一致させ、役員の株主価値向上意識を喚起するとともに、優秀な人材を引き付け、企業価値向上を牽引する人材を確保・育成することを狙いとした役員報酬制度を定めております。

(報酬体系)

役員報酬の構成は、基本報酬、役員賞与、株式報酬型ストックオプションとしております。基本報酬については、その職務内容や役割、責任等を総合的に勘案して決定しております。役員賞与と株式報酬型ストックオプションは、業績連動報酬であり、毎年度の利益の状況に応じて個々の貢献度を判定した上で決定しております。業績連動報酬の総額は、原則として各事業年度の連結当期純利益の額に連動した配分原資を定め、その範囲内で決定しております。業績連動報酬のうち、株式報酬型ストックオプションについては株価変動の影響を株主の皆さまと共有し株主価値向上意識を高めることを目的としております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役の報酬は、その役割を踏まえ基本報酬のみとしております。

(報酬決定の手続き)

役員の報酬等の額は、株主総会の決議により報酬限度額が定められております。独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置し、役員報酬の方針・制度・水準等については、当委員会に諮問し、その意見や外部専門家からの助言、第三者による報酬水準の調査データ等も参考にしつつ、取締役会が決定しております。

(iv)取締役・監査役等の指名・選任の方針と手続き

取締役候補の指名・選任については、専門知識や幅広い見識及び企業経営や業務執行に携わった豊富な経験等に基づき、株主に対する受託

者責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる資質のある人物を候補としております。

監査役候補の指名・選任については、経営者または金融機関の経営を通じての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の取締役及び執行役員の業務執行をはじめ企業活動の適法・妥当性について適切な経営監視機能を担える人物を候補としております。なお、監査役のうち最低1名は、財務及び会計等に関して相当程度の知見を有する者としております。

執行役員の選任については、業務執行を通じて当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる資質のある人物としております。

取締役候補・監査役候補・執行役員の指名・選任は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の意見を参考に取締役会が決定しております。

(v)個々の役員の選任・指名についての説明

取締役・監査役の選任理由は、株主総会へ取締役等の選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4－1(1)】

取締役会の役割・責務と業務執行に関する委任の概要については、本報告書の「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在取締役合計10名のうち、独立社外取締役2名を選任しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は独立社外取締役の選任にあたり、東京証券取引所が定める「独立役員」の独立性基準（東証「上場管理等に関するガイドライン」）に準拠し、専門知識や幅広い見識及び企業経営に携わった豊富な経験等に基づき客観的に当社の経営監視を担える方を選任することを基本的な考え方としております。これにより独立社外取締役の独立性を確保しております。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4－11(1)】

取締役候補の指名・選任については、専門知識や幅広い見識及び企業経営や業務執行に携わった豊富な経験等に基づき、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる資質のある人物を候補としております。

また、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランス（例えば、企業経営・営業・財務会計・リスク管理・内部統制等の専門分野・知識の多様性等）について分析し、取締役候補者の指名に際して検証しております。

取締役会の諮問機関として、独立取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補・監査役候補・執行役員の指名・選任、取締役会の構成、役員報酬の制度・方針の決定等の重要議案については、当委員会に諮問し、その意見を参考に取締役会が決定しております。

【補充原則4－11(2)】

取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4－11(3)】

取締役会の諮問機関として、独立社外取締役・監査役を主要な構成員とする取締役会評価会議を設置し、取締役会の実効性について、各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会の監督機能の発揮、議論の状況、体制や運営方法等の分析・評価を行っております。取締役会は、当会議の意見を参考に、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示してまいります。

2015年度においては、取締役会の役割・責務である、(1)企業戦略等の大きな方向性を示すこと、(2)経営陣幹部が適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと、(3)独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことについては、適正・妥当と評価されております。取締役会の構成については、知識・経験・能力のバランス、多様性、規模においても適正・妥当との評価であります。事業領域・業容の拡大とともに、更なる多様化の必要性について意見が示されました。

取締役会の運営については、事業環境の変化を的確に捉えて、各取締役が積極的に審議に参画し、社内取締役・社外取締役がうまく融合して多面的な角度から議論されているとの評価でありました。なお、取締役会への上程基準については、当社の事業規模の拡大、リスクの複雑化を踏まえ、都度見直しを行っていくことが必要との提言もなされました。

独立社外取締役の活用については、指名・報酬委員会、取締役会評価会議等の仕組みは適切に整備されたとの評価でありました。今後の運営・活用において、更なる実効性向上が期待されとの意見が示されました。

当社は、本実効性評価の結果も踏まえ、引き続き取締役会の機能向上に努めてまいります。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4－14(2)】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、企業統治を担う機関の一員として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることが必要であります。社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役には、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解するための説明を行っております。また、就任後においても、これらを継続的に更新する機会として役員研修会、情報連絡会等を実施しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話に関する方針については、本報告書の「III. 2. IRに関する活動状況」及び当社ホームページの投資家情報(IRポリシー等)をご参照ください。

(<https://www.tokyocentury.co.jp/jp/ir/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	26,656,200	25.00

日本土地建物株式会社	15,369,600	14.41
ケイ・エス・オー株式会社	9,963,000	9.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,525,700	5.18
株式会社みずほ銀行	4,688,030	4.40
清和綜合建物株式会社	2,972,650	2.79
日本生命保険相互会社	2,228,865	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,114,300	1.98
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエントコーポレーション口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,900,000	1.78
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	1,737,900	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水 啓典	学者								○			
中村 明雄	その他								○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 啓典	○	社外取締役清水啓典氏は、一橋大学名誉教授及び日清紡ホールディングス株式会社社外取締役を兼任しております。一橋大学及び日清紡ホールディングス株式会社と当社は営業取引を行っておりますが、価格及びその他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。	金融経済の研究者として高度な専門知識を有しており、その知見をマクロ的な見地から当社の経営に生かすとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の主要取引先等に属さない社外取締役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
中村 明雄	○	社外取締役中村明雄氏は、田辺総合法律事務所特別パートナー及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データ社外監査役を兼任しております。株式会社エヌ・ティ・ティ・デー	財政・税務分野等における豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただくため。

		タと当社は営業取引を行っておりますが、価格及びその他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。	＜独立役員指定理由＞ 当社の主要取引先等に属さない社外取締役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
--	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名・報酬委員会の概要は、本報告書の「Ⅱ. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	8 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において、会計監査人より四半期決算レビュー及び期末決算監査結果並びにその職務執行状況及び体制について報告を受けて意見交換を行っております。また、全監査役は取締役会に出席し、監査部より監査計画及び内部監査結果並びに内部統制システムの整備・運用状況（財務報告にかかる内部統制評価結果を含む）の報告を受けております。さらに、社外監査役を含む常勤監査役は、監査部と原則、四半期毎に会議を開催して情報交換を行っており、これらの情報のうち重要なものは、監査役会で他の社外監査役へ報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田 太	他の会社の出身者													
福島 幹雄	他の会社の出身者										△			
小林 研一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 太		社外監査役岡田太氏は、日本カーソリューションズ株式会社監査役、ニッポンレンタカーサービス株式会社監査役、TCプロパティソリューションズ株式会社監査役、株式会社TRY監査役、TCビジネス・エキスパーツ株式会社監査役、東瑞盛世利融資租賃有限公司監事及び東瑞盛世利(上海)商業保理有限公司監事を兼任しております。各社はいずれも当社の連結子会社であります。また、同氏は株式会社みずほ銀行及びその関係会社の出身であり、同行及びその関係会社の出身者3名が当社取締役就任しております。さらに、同行は、平成28年3月末時点において、当社株式の4.40%を保有しております。加えて、平成28年3月末時点において当社グループは同行から295,421百万円の事業資金借入を行っているとともに、同行及びその関係会社と当社は営業取引を行っておりますが、価格及びその他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。	金融機関における企業経営と営業、海外等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の企業活動の適正・妥当性について適切な経営監視機能を担っていただくため。
福島 幹雄	○	社外監査役福島幹雄氏は、平成26年3月までJFE商事株式会社の取締役会長を務め、平成28年4月より同社顧問に就任し現在も兼任しております。同社及びその関係会社は、平成28年3月末時点において、当社株式の1.82%を保有しているとともに、当社は同社の関係会社であるJFEホールディングス株式会社の株式を0.32%保有しております。また、同社及びその関係会社と当社は営業取引を行っておりますが、価格及びその他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の企業活動の適正・妥当性について適切な経営監視機能を担っていただくため。 <独立役員指定理由> 当社の主要取引先等に属さない社外監査役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
小林 研一		社外監査役小林研一氏は、ニッセイ情報テクノロジー株式会社代表取締役社長を兼任しております。また、同氏は日本生命保険相互会社の出身であり、同社の出身者1名が当社取締役就任しております。さらに、同社は、平成28年3月末時点において、当社株式の2.09%を保有しております。加えて、平成28年3月末時点において当社グループは同社から27,592百万円の事業資金借入を行っているとともに、同社及びその関係会社と当社は営業取引を行っておりますが、価格及びその他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。また、同氏は朝日放送株式会社社外取締役を兼任しております。朝日放送株式会社と当社は営業取引を行っておりますが、価格及びその他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。	金融機関における企業経営と営業、コンプライアンス等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の企業活動の適正・妥当性について適切な経営監視機能を担っていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の数	3 名
--------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、平成24年6月21日開催の第43期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションの付与につき決議いたしました。株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額は1事業年度130百万円の範囲内とし、1,800個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とします（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式100株とします）。なお、平成28年6月24日開催の第47期定時株主総会において、上記株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額は1事業年度400百万円の範囲内に変更することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、取締役が株価上昇によるメリットだけでなく株価下落によるリスクも株主の皆さまと共有することにより当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として、平成24年度より当社取締役（社外取締役・非常勤取締役を除く）及び執行役員を対象として、平成26年度からは一部の従業員も対象として、株式報酬型ストックオプションを付与することといたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役報酬関係について、全取締役の総額を有価証券報告書及び事業報告書にて開示しております。第47期（平成28年3月期）に支払った取締役及び監査役の報酬等の総額は507百万円で、うち取締役に対する報酬等の支給額は449百万円、監査役に対する報酬等の支給額は58百万円です。なお、この上記の支給額には、当事業年度中に費用処理した役員賞与引当金89百万円を含めております。また、上記の取締役の報酬等の支給額には、ストックオプションによる報酬額126百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（役員報酬の基本方針）

役員報酬については、当社の持続的成長に向けた健全なインセンティブや中長期的な事業の発展と連動する枠組みを指向しております。役員と株主の皆さまの利害関係を一致させ、役員の株主価値向上意識を喚起するとともに、優秀な人材を引き付け、企業価値向上を牽引する人材を確保・育成することを狙いとした役員報酬制度を定めております。

（報酬体系）

役員報酬の構成は、基本報酬、役員賞与、株式報酬型ストックオプションとしております。基本報酬については、その職務内容や役割、責任等を総合的に勘案して決定しております。役員賞与と株式報酬型ストックオプションは、業績連動報酬であり、毎年度の利益の状況に応じて個々の貢献度を判定した上で決定しております。業績連動報酬の総額は、原則として各事業年度の連結当期純利益の額に連動した配分原資を定め、その範囲内で決定しております。業績連動報酬のうち、株式報酬型ストックオプションについては株価変動の影響を株主の皆さまと共有し株主価値向上意識を高めることを目的としております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役の報酬は、その役割を踏まえ基本報酬のみとしております。

（報酬決定の手続き）

役員の報酬等の額は、株主総会の決議により報酬限度額が定められております。独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置し、役員報酬の方針・制度・水準等については、当委員会に諮問し、その意見や外部専門家からの助言、第三者による報酬水準の調査データ等も参考にしつつ、取締役会が決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の職務の補助は取締役会事務局である経営企画部が担当しております。また、当社は、監査役の下に監査役室を設置し、室員として監査役の職務を補助する従業員を他部署との兼務で配置しておりますが、監査役の職務を補助する従業員が行う当該業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとしており、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 会社の機関の内容

当社は経営戦略決定の迅速化と監督体制・業務執行体制の更なる強化を目的として執行役員制度を導入しております。なお、執行役員25名のうち、女性1名を登用しております。

当社の主要な機関の概要は次のとおりであります。

取締役会

取締役会は取締役10名で構成され、2名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役会は、当社及び当社グループの経営方針、経営戦略、事業計画、その他経営に関する重要事項及び法令・定款・取締役会規則で定められた事項につき審議、意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。なお、当社定款の定めにより、取締役の員数は18名以内となっております。

監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は4名(内、常勤監査役2名)で構成され、3名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会は定期的に開催され監査の独立性を確保のうえ、取締役及び執行役員の職務執行をはじめ企業活動の適法・妥当性について公正な監督機能の徹底に努めております。

指名・報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、独立取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置しております。当委員会は、取締役候補・監査役候補・執行役員の指名・選任、役員報酬の制度・方針の決定等に関する事項について協議を行い、取締役会に答申しております。

経営会議

当社は、社長及び社長の指名する役員を構成員とする経営会議を設置しております。本会議は、社長を議長とし、業務執行に関する特に重要な事項を審議し、当社グループ全体の意思決定を行っております。

案件審査会議

当社は、社長及び社長の指名する役員を構成員とする案件審査会議を設置しております。本会議は、審査部担当の役員を議長とし、当社及び当社グループ会社における大口の営業取引及び複雑なリスク判断が要求される営業取引について審議を行い、当該取引に対する当社の意思決定を行っております。

ALM委員会

当社は、当社の資産・負債が金利や為替などの変動により被るリスクを把握し、極小化するため、ALM委員会を設置しております。本委員会では、社長を委員長とし、市場リスク、流動性リスク等の管理に関する事項について審議を行い、経営会議に答申しております。

総合リスク管理委員会

当社は、当社の直面するあらゆるリスクに対処するため、総合リスク管理委員会を設置しております。本委員会では、総合リスク管理部担当の役員を委員長とし、リスク管理体制の構築から各種リスクの計量手法などについて審議を行うとともに、当社のリスク状況について定期的に計測し、経営会議に答申しております。

内部統制委員会

当社は、内部統制を有効に機能させるため、内部統制委員会を設置しております。本委員会では、監査部担当の役員を委員長とし、財務報告内部統制の有効性評価や評価範囲など内部統制全般について審議を行い、経営会議に答申しております。

信用リスク管理委員会

当社は、適切な与信リスクの管理のため、信用リスク管理委員会を設置しております。本委員会は審査部担当の役員を委員長とし、当社グループ全体のクレジットポートフォリオや信用リスクの管理に関する事項について審議を行い、経営会議に答申しております。

IT・事務戦略委員会

当社は、システムリスク及び事務リスク等に対処するため、IT・事務戦略委員会を設置しております。本委員会では、社長を委員長とし、当社及び当社グループのIT戦略、IT投資計画、事務体制の企画等に関する事項について審議を行い、経営会議に答申しております。

(2) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続き並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の連携状況は次のとおりであります。

内部監査

社長直掌の監査部(15名)が内部監査を担当しております。

監査部は、経営会議にて承認を受けた監査計画に基づき内部監査を実施し、問題事項があれば被監査部門に対し指導や是正勧告を行い、内部監査の実効的運用を図っております。また、監査結果については、社長(経営会議)及び取締役会に報告を行っております。

監査役監査

常勤監査役2名及び非常勤監査役2名の計4名で実施しております。

監査役は、取締役会のほか経営会議、主要な委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況並びに内部統制システムの整備・運用状況などについて監査を実施しております。

会計監査

新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しております。平成28年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりであります。

【公認会計士の氏名等】【所属する監査法人名】

指定有限責任社員 業務執行社員 木村 修 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 石川 琢也 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 有川 勉 新日本有限責任監査法人

(注)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士17名、その他19名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを実現・確保するために、取締役会や監査役会をはじめとした各種機関を設置し、各機関の機能により適正な企業経営が行えるものと判断しております。また、社外取締役を2名選任するほか、社外監査役の監査により、継続的な社外からのチェックを受けており、経営監視機能の客観性及び中立性確保の体制は十分であると考えております。なお、現在当社の監査役4名（うち、常勤監査役2名）のうち、3名は社外監査役であります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前の招集通知発送につとめております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方が参加できるよう集中日を回避して開催しております。なお、第47回の定時株主総会は平成28年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の電子投票制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の公表日より当社ホームページ等において、招集通知および英語版の招集通知(要約)を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主、投資家のみなさまに、当社の経営戦略、事業活動の状況、財政状況等を適時、公平、正確に、積極的かつ継続的に開示することを基本方針とし、金融商品取引法等の諸法令や東京証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則にもとづき、IRポリシーを制定しております。また、個人投資家を含め広く対外的に当社のIRポリシーを理解していただくために、IRポリシーの要約を当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	幅広い個人投資家の皆様に当社の理解促進を図るため、東京や地方都市において、事業内容、経営戦略、業績などを主な内容とする会社説明会を開催しております。 平成27年度の開催実績 第1回(平成27年12月7日)、第2回(平成27年12月9日)、第3回(平成27年12月16日)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(5月及び11月)、決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年4回、主に欧米及びアジアの機関投資家向けに業況説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報や決算概要、有価証券報告書、統合レポート等のIR資料やIRポリシー、IRカレンダーなどを掲載しております。 【投資家情報】のURL: https://www.tokyocentury.co.jp/jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室を設置し適時適切なIR活動を行っております。 IR担当役員: 常務執行役員 馬場高一 IR事務連絡責任者: 広報IR室長 松原健志	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」「経営方針」「企業行動規範」等において、各ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、環境問題への取り組みを重要な経営課題のひとつとして位置付け、主要な事業所と子会社でISO14001の認証を取得し、省資源、省エネルギー活動及びリース満了物件の再利用、廃棄物削減、廃棄物の適正処理など循環型経済社会の形成に関わる企業としての責任を果たすよう努めております。また、社会貢献活動や情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得による情報セキュリティ体制の確立など、幅広く積極的に企業としての社会的責任を果たすための活動に取り組んでおります。活動内容については、統合レポート、CSRレポート及びホームページにおいて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを定め、情報開示の基本方針として、「株主、投資家等の皆様に、当社の経営戦略、事業活動の状況、財政状況等を適時、公平、正確に、積極的かつ継続的に開示」することを掲げております。なお、IRポリシーはホームページにも掲載しております。
その他	当社は、多様な人材の能力と個性の積極的な発揮を促し、その活躍を支援するとともに、多様な社員が活躍できる企業風土の醸成を図るべく、2015年4月1日に人事部内にダイバーシティ推進室を設置し、「ダイバーシティ基本方針」に基づき、様々な施策に取り組んでいます。 【ダイバーシティ基本方針】 東京センチュリーグループは、高い専門性と独自性を持つ金融・サービス企業として、事業の成長に挑戦するお客さまとともに、事業領域のさらなる拡大とグローバル展開を進めていきます。お客さまの多様なニーズにお応えするため、多様な能力と個性をもつ社員が柔軟な発想と行動力を発揮し、付加価値の高いサービスを提供し続けることができるよう、ダイバーシティを推進してまいります。 1. 企業風土の醸成 社員一人ひとりがダイバーシティの重要性を理解し、多様な人材が活躍できる企業風土を醸成します。 具体的には、「若年層年次別研修」や「管理職研修」などにダイバーシティの研修を取り入れ、またダイバーシティへの取り組みについて、ホームページ・統合レポート・株主通信などに情報を公開しております。 2. 女性と外国人の活躍推進 性別、年齢、国籍にとらわれず、女性と外国人の採用・育成・登用を推進します。 具体的には、2014年10月に「女性の役員・管理職登用に関する自主行動計画」を策定し、意欲と能力の高い女性を積極的に採用・育成・登用することで、女性役員・管理職を着実に増やしてまいります。 また、事業領域のさらなる拡大とグローバル展開を進めていきたいと考えており、その施策のひとつとして、外国人の採用を継続的に行之、国内外で活躍できる人材を育成し登用しています。 3. キャリア形成と能力開発の支援 東京センチュリーは、「人材こそが財産であり、企業が持続的に成長する原動力である」と考えています。個人がもつ能力と個性の発揮を促すため、社員一人ひとりのキャリア形成と能力開発を支援しており、年間総時間15,000時間の研修を実施しています。 具体的には、「若年層年次別研修」「管理職研修」「キャリアデザイン研修」「営業能力開発研修」「グローバル人材の育成」「能力開発の支援」などに取り組んでおります。 4. 両立支援の充実 社員一人ひとりの事情にあわせ、多様で柔軟な働き方ができるよう、両立支援を充実します。 具体的には、出産・育児や介護に携わる社員への積極的な支援により、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを推進しています。その一環として、2015年に「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」を新たに策定し取り組んでおります。同行動計画の内容はホームページにおいて公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、すべての役職員が職務を執行するにあたっての基本方針として、経営理念を定めております。

【経営理念】

「東京センチュリーグループは、
高い専門性と独自性を持つ金融・サービス企業として、
事業の成長に挑戦するお客さまとともに、
環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献します。」

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下のとおり内部統制システムを構築しております。今後とも、内外環境の変化に応じ、これを整備してまいります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に以下のとおり努めております。

- (i) チーフ・コンプライアンス・オフィサーと総合リスク管理部コンプライアンス室を中心に、「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修の実施を行っております。
- (ii) すべての役職員は、「企業行動規範」の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努めております。
- (iii) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外の法律事務所を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。
- (iv) 反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織的にかつ毅然とした対応をすることを基本的な心構えとし、反社会的勢力との一切の関係を遮断しております。

また、当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成され、法令・定款・取締役会規則で定められた事項につき審議、意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

さらに、当社は、社長直轄の監査部を独立した組織として設置し、当社及びグループ会社に対し定期的に実施する内部監査、内部統制評価を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適性・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努め、監査結果を社長（経営会議）及び取締役会に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

また、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001 の認証を取得し、規格の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を以下のとおり行っております。

- (i) 信用リスクについては信用リスク管理委員会を設置し、同委員会規程に基づき、基本方針を定め、信用リスクの計量、管理を行っております。また、大口案件や、新種スキーム案件等の複雑な判断を要する案件については、案件審査会議を設置し、同会議規程に基づき審査・決裁しております。
- (ii) 金利変動等の市場リスク及び資金調達に係る流動性リスクについては、ALM 委員会を設置し、同委員会規程に基づき、資金の運用と調達の総合的な管理を実施しております。
- (iii) 情報セキュリティリスクについては、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報取扱規程」「ISO27001」等に基づき管理を行っております。
- (iv) システムリスク、事務リスクについては、IT・事務戦略委員会を設置し、同委員会規程に基づき、当社のIT戦略、IT投資、事務体制等を審議しております。また、オペレーショナルリスク全般については、総合リスク管理部がリスクの抽出・計量化、対応策の見直し等を行うとともに、総合リスク管理委員会において、同委員会規程に基づき、当社に係わるリスクの全般的なコントロールや、リスク管理に関する体制、方針及び施策等を総合的に検討しております。また、大規模災害をはじめとした危機事由が発生した場合も、同委員会において直ちに対応する体制としております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行の効率性を確保するため、以下の体制を構築しております。

- (i) 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、執行役員に対し業務執行権限を委譲し、取締役の職務執行の効率化を図っております。
- (ii) 社長の諮問機関として経営会議を設け、取締役会の議論を充実させるべく重要な事項について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」、「コンプライアンス管理規程」に基づき、以下のとおり主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行っております。

- (i) 当社グループ会社は、「関係会社管理規程」が定める年度計画、予算、決算等の一定事項について、当社に事前協議を行い、当社の指示又

は承認を得るものとし、また、営業概況等の所定の事項については定期的に、重大なリスクが発生した場合は、その都度速やかに当社へ報告する体制としております。加えて、当社の役職員が当社グループ会社の取締役を兼務して経営の助言を行うことにより当該グループ会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するなど、グループ会社に対する適切な経営管理を行う体制としております。

(ii) 当社の連結対象グループ会社は、共通の「経営理念」と「企業行動規範」の下、「コンプライアンス管理規程」に則り、当社と同様に、グループ各社コンプライアンス責任者を配置しております。その管理については、当社社長の委嘱を受けたチーフ・コンプライアンス・オフィサーが総括的に行っております。コンプライアンス等に関する相談、通報については、当社窓口を直接利用することができる体制としております。

(iii) 当社は、内部統制委員会を原則3ヶ月毎に開催し、当社グループの内部統制システムの浸透、定着を図っております。

(iv) 当社が定めた情報セキュリティに関する規程、個人情報取扱規程等の諸規程は、グループ会社にも適用し、当社の監督を受ける体制としております。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、信頼性のある財務報告の開示を通じ、投資家やお取引先の皆さまに適正な財務情報を提供していくことが、社会的な信用の維持・向上を図るうえでの企業の責務と認識しております。このような信頼性のある財務報告の重要性に鑑み、当社では、財務報告の基本方針を定め、

(i) 内部統制委員会の設置

(ii) 財務報告の信頼性を確保するための業務運営

(iii) 適正な会計処理の実施

(iv) 内部統制報告書の開示

に取り組み、財務報告の適正性を確保しております。

(7) 監査役の職務を補助する従業員について

当社は、監査役の下に監査役室を設置し、室員として監査役の職務を補助する従業員を他部署との兼務で配置しております。

(8) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に配置する従業員の人事異動及び考課については、事前に監査役の同意を得ることとする等、取締役からの独立性を確保しております。

(9) 監査役の職務を補助する従業員に対する、監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する従業員が行う当該業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとしており、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保しております。

(10) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、当社及びグループ会社の役職員が各監査役に報告を行うことを確保するため、以下の体制を構築しております。

(i) 監査役は、取締役会のほか、経営会議、案件審査会議、ALM 委員会等に出席し、重要な報告を受ける体制としております。

(ii) 相談・通報制度による通報、不正事故や大規模災害等の危機事由等が発生した場合についても、担当役員が社長へ報告すると同時に監査役へ報告することとしております。

(iii) 当社及びグループ会社の役職員は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行うこととしております。

(11) 前項の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをうけないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を構築しております。

(i) 社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととしております。

(ii) 「内部監査規程」において、監査部長は監査役と定期的及び必要に応じて連携を図り、意見・情報交換を行わなければならない旨を定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、組織的かつ毅然とした対応により反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針として、「私たちの行動指針」に沿い、反社会的勢力に対する体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりです。

(1) 反社会的勢力による経済活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、「私たちの行動指針」に沿い、対応の手順を整備しております。

(2) 総務部を対応総括部署とし、加盟する公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会とも連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し、社会からの信頼を維持するよう努めております。

(3) 反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムに組み込み、教育・研修等を通じて、適切な運用に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、株主、投資家のみなさまに、当社の経営戦略、事業活動の状況、財政状況等を適時、公平、正確に、積極的かつ継続的に開示することを基本方針とし、金融商品取引法等の諸法令や東京証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、適時開示規則という）にもとづき、IRポリシーを制定しております。また、IRポリシーの各項目の具体的な定義付け、手続き、運用方法等実務上のガイドラインを規定するIR実務マニュアルを制定し、運用しております。内部情報の管理につきましては、「内部情報管理規程」を制定し、適切な情報管理を行っております。

株主、投資家の投資判断に重要な影響を与えると思われる会社の業務、運営または決算に関する情報等につきましては、各開示責任部署及び情報開示担当の経営企画部において、適時開示規則に則り開示の要否、時期、方法の検討を行い、取締役会による決議ないし経営企画部門長の承認を経て、広報IR室がすみやかに開示する体制を整えております。

（1）決定事実及び決算、業績予想等に係る情報の開示

適時開示規則により開示すべき「決定事実に係る情報」及び「決算、業績予想等に係る情報」等につきましては、取締役会にて審議・決議を行った後、経営企画部門長の承認を経て、広報IR室がすみやかに情報を開示します。

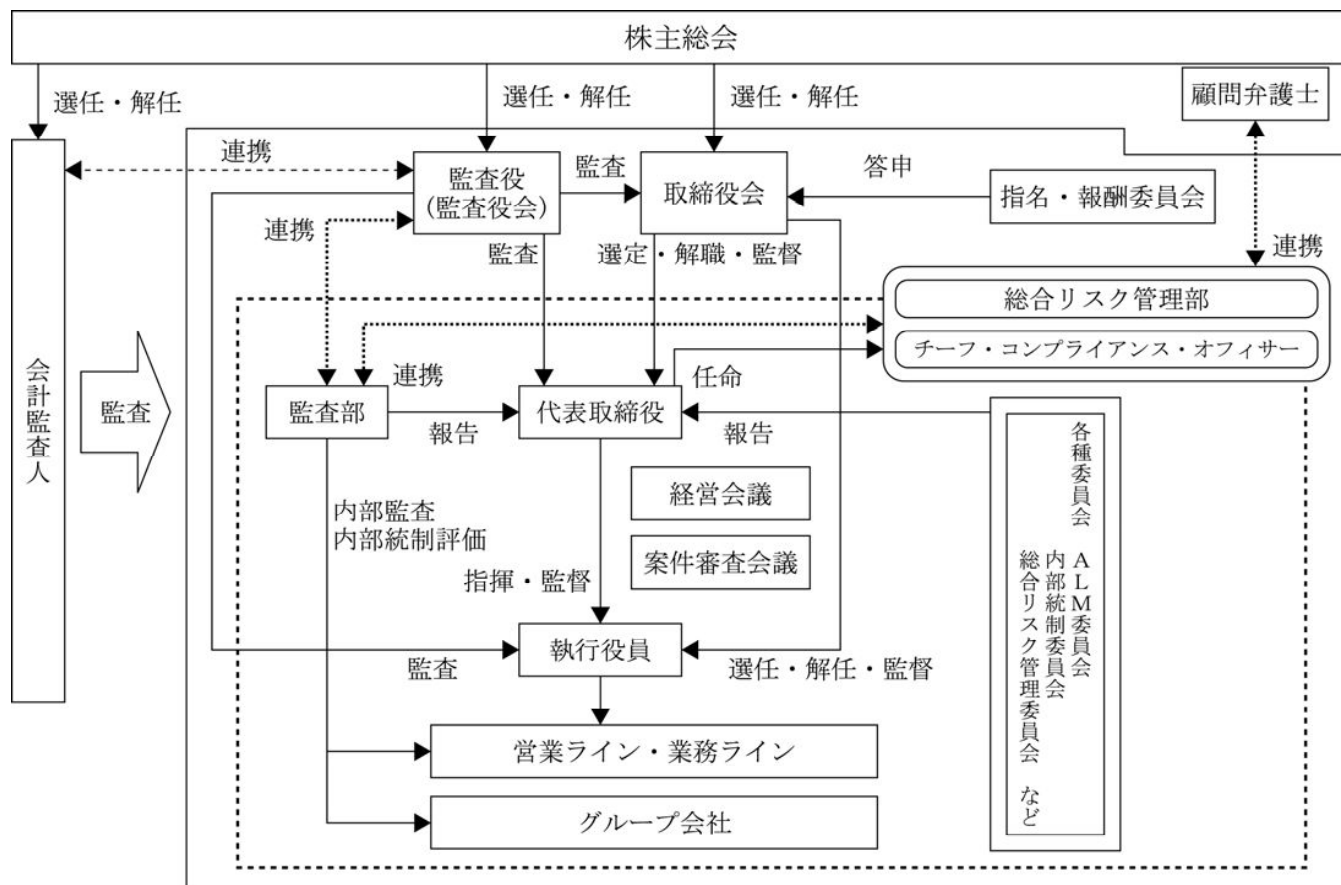
（2）発生事実に関する情報の開示

適時開示規則により開示すべき「発生事実に係る情報」につきましては、各開示責任部署及び経営企画部長と協議し、経営企画部門長の承認を経て、広報IR室がすみやかに情報を開示します。ただし、経営企画部門長が重要と判断する時は社長の承認を経て開示します。

（3）報道機関への開示情報の公表は、原則として東京証券取引所内の記者クラブ「兜倶楽部」を通じて行います。また、情報の重要性に応じ「兜倶楽部」において記者会見を行います。開示した情報は当社ホームページにも掲載します。

なお、個人投資家を含め広く対外的に当社のIRポリシーを理解いただくために、IRポリシーの要約を当社ホームページに掲載しております。

1. 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制



2. 適時開示体制の概要

